## 土壌汚染調査猶予について

#### 1 土壌汚染調査の猶予とは

建物が残っている等の理由で土壌汚染調査の実施が困難な場合、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条で規定されている土壌汚染調査の猶予が認められることがあります。その場合でも、調査可能になった時点で土壌汚染調査及び区への報告が必要になります。

#### 2 申請・届出なしの事業場について

東京都環境確保条例(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例)に基づく工場・指定作業場リストに申請・届出されていない事業場は、備考に「申請・届出なし」と記載しています。そのような事業場でも工場・指定作業場に該当し特定有害物質の取り扱いがあった場合、江東区は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条で規定されている土壌汚染調査をするように指導しています。

# 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例) 第116条に係る 土壌汚染調査猶予対象事業場

現在、江東区内の土壌汚染調査猶予対象事業場は12件です。

住居表示				整理番号	住居表示				整理番号
あ行	青海	四丁目	2-61	13	さ 行	住吉	なし		-
	有明	なし		-		千石	なし		-
	石島	なし		-		千田	なし		-
	海の森	なし		-	た た 行	高橋	なし		-
	海辺	なし		-		辰巳	なし		-
	永代	なし		-		東陽	六丁目	3-3	15
	枝川	なし		-		常盤	なし		-
	越中島	なし		-		富岡	なし		-
	扇橋	なし		-		豊洲	なし		-
		一丁目	28-11	1		東砂	五丁目	19-9	9
	大島	二丁目	5-5	4		平野	なし		-
		なし		-	は 行	深川	なし		-
	亀戸	一丁目	1-17	7		福住	なし		-
カゝ		三丁目	52-2	17		冬木	なし		-
		五丁目	27-17	10		古石場	なし		-
		七丁目	7-9	12		牡丹	なし		-
行	北砂	なし		-	ま行	南砂	なし		-
	木場	一丁目	1-1	6		三好	なし		-
		二丁目	7-1	14		毛利	なし		
	清澄	なし		-		森下	なし		-
	佐賀	なし		-		門前仲町	なし		-
	猿江	なし		-	や行	夢の島	なし		-
	塩浜	なし		-	わ行	若洲	なし		-
	潮見	なし		-	- 他	埋立地	なし		-
さ 行	東雲	なし		-		その他	なし		-
	白河	三丁目	3-5	16					
	新大橋	なし		-					
	新木場	なし		-					
	新砂	なし		-					

### 環境確保条例第116条に係る土壌汚染調査猶予対象事業場

整理番号	町丁名	住居 表示	事業場 の名称	作業内容等	届出年月日	廃止年月日	備考
13	青海四丁目	2-61	㈱ダイトーコーポレーションお台場青果埠頭倉庫	くん蒸倉庫	19730613	20180322	
1	大島一丁目	28-11	<b></b>	金属製品製造業	19650118	20050331	
4	大島二丁目	5 -5	<b>衛堀口カットグラス工芸所</b>	ガラス加工	_	20080930	申請・届出なし
7	亀戸一丁目	1-17	(有)中山電機製作所	金属製品製造業	19600608	※主要な施設等の除却 20110930	
17	亀戸三丁目	52-2	藤代金属研磨	金属製品製造業	19670706	20210731	
10	亀戸五丁目	27-17	木村硝子工芸所	ガラス工芸	19490815	20100331	
12	亀戸七丁目	7-9	㈱スミダ工房	ガラス加工	19540402	20131230	
6	木場一丁目	1-1	㈱フジクラ 東京R&Dセンター	研究所	20010601	20090530	
14	木場二丁目	7-1	中央シェル石油販売㈱セルフ木場給油所	ガソリンスタンド	19930715	20171231	
16	白河三丁目	3-5	(有)神谷塗装工業所	金属製品製造業	19591205	20230831	敷地の一部猶予
15	東陽六丁目	3-3	ホテルイースト21東京	クリーニング業	19920828	20211224	
9	東砂五丁目	19-9	あづまランドリー	クリーニング業	19880130	20131009	

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び規則の規定

平成31年4月1日施行の改正前には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の条文上に猶予に関する規定はありません。よって、各区の判断で猶予制度を運用しています。

平成31年4月1日施行の改正後には、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例及び規則の条文上に猶予に関する規定があります。

条文の抜粋は以下の通りです。なお特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例により本条文で規定される事務は特別区が処理しています。よって以下条文の「知事」は「区長」に読み替えます。

① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成13年10月1日施行、改正後平成31年4月1日施行)から抜粋

第百十六条 次の各号に掲げる者は、土壌汚染対策指針に基づき、規則で定めるところにより、それぞれ当該各号に定める土地の汚染状況調査を実施し、規則で定める日までにその結果を知事に報告しなければならない。ただし、第一号に掲げる者が、規則で定めるところにより、申請を行い、当該土地が特定有害物質による土壌の汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがなく、かつ、当分の間汚染状況調査の実施が困難な状況にある旨の知事の確認を受けたときは、この限りでない。

- 一 工場等廃止者(有害物質取扱事業者であった者で工場又は指定作業場を廃止したものをいう。以下同じ。) 当該工場又は指定作業場の敷地であった土地
- 二 施設等除却者(有害物質取扱事業者であって、工場又は指定作業場の全部又は規則で定める主要な施設等を除却しようとするものをいう。以下同じ。) 当該除却に伴い土壌の掘削を行う土地
- 2 前項ただし書の確認を受けた者(その者の地位を承継した者を含

む。次項において同じ。)は、当該確認に係る土地の利用状況、土地 の所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。)そ の他の規則で定める事項の変更について、規則で定めるところにより 知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項ただし書 の確認に係る土地の全部又は一部について当該確認を取り消すものと する。
- 一 当該土地の全部又は一部が同項ただし書の確認の要件を満たさない状況になったとき。
- 二 同項ただし書の確認を受けた者が前項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- ② 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成13年10月1日施行、改正後平成31年4月1日施行)から抜粋

第五十六条 条例第百十六条第一項本文に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- 一 有害物質取扱事業者であった者が工場又は指定作業場を廃止した場合 廃止の日から起算して百二十日を経過した日又は工場若しくは指定作業場の全部若しくは主要な施設等の除却に伴い土壌の掘削を行う日の三十日前のいずれか早い日
- 二 有害物質取扱事業者が工場又は指定作業場の全部又は主要な施設等を除却しようとする場合 当該除却に伴い土壌の掘削を行う日の三十日前
- 三 条例第百十六条第一項ただし書の確認が取り消された場合 取消 しの日から起算して百二十日を経過した日
- 2 条例第百十六条第一項第二号の規則で定める主要な施設等は、工 場又は指定作業場に設置された建築物、工作物又は設備のうち、特定

有害物質を取り扱ったことにより土壌汚染を引き起こしたおそれがあるものとする。

- 3 条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三十二号の二様式による調査猶予確認申請書を提出しなければならない。
- 一 廃止した工場又は指定作業場の名称
- 二 廃止した工場又は指定作業場の敷地であった土地の所在地及び敷 地面積
- 三 廃止した工場又は指定作業場における特定有害物質の使用、排出 等の状況
- 四 確認を受けようとする土地の場所
- 五 確認を受けようとする土地について予定されている利用の方法
- 六 確認を受けようとする土地において汚染状況調査の実施が困難で ある理由
- 七 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合にあっては、当該土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
- 4 前項の調査猶予確認申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
- 一 確認を受けようとする者以外に当該土地の所有者等がいる場合に あっては、所有者等が当該確認の申請に同意している旨を示す書類
- 二 廃止した工場又は指定作業場の周辺の地図
- 三 確認を受けようとする土地の範囲を示す図面
- 四 廃止した工場又は指定作業場において取り扱っていた特定有害物質その他の操業時の状況に関する記録の一覧
- 5 知事は、第三項の申請に係る当該土地の利用方法その他の状況が 次の各号のいずれにも該当することが確実であると認められる場合に 限り、当該土地の全部又は一部について、条例第百十六条第一項ただ

し書の確認をするものとする。

一 当該土地の利用方法及び管理の状況が次のいずれかに該当するとき。

ア 引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場(当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。

イ 廃止した工場又は指定作業場が小規模であって、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者(その者が法人である場合にあっては、その代表者)の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地(これと一体として管理される土地を含む。)として利用されること。

ウ 工場等廃止者以外の者の事業又は居住の用に供される敷地として 現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法に より人が直接触れることのない状況であること。

二 汚染状況調査における土壌及び地下水の採取に当たり、現に事業若しくは居住の用に供している建物を取り壊すこと又は建物の基礎等の全部若しくは一部を損壊させることが必要であり、かつ、それにより当該事業又は居住に著しい支障が生じるとき。

第五十六条の二 条例第百十六条第二項の規定による届出は、変更の 事実を証する書類等を付して、別記第三十二号の三様式による調査猶 予確認事項変更届出書により行うものとする。この場合において、前 条第三項第四号から第六号までの事項の変更にあっては当該事項の変 更の前に、条例第百十六条第一項ただし書の確認を受けた者の地位の 承継又は前条第三項第七号の事項の変更にあっては当該変更のあった ときから遅滞なく届け出なければならない。